

燃料電池自動車等の規制の一元化について

2021年10月12日

経済産業省
産業保安グループ°

1. 現状の規制と課題

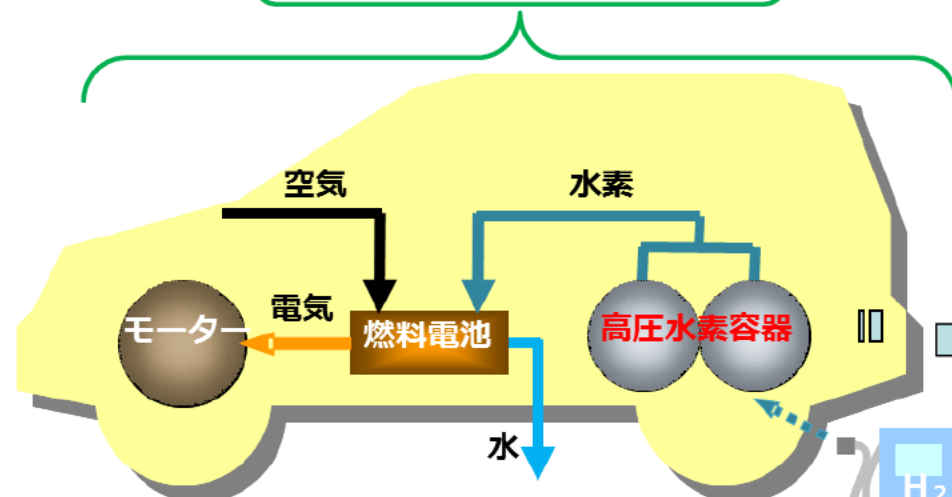
- 現状、燃料電池自動車等の駆動用の燃料システム（容器・配管等）に対し、**高圧ガス保安法と道路運送車両法の二法令の規制が適用**されている。
- 2050年のカーボン・ニュートラル達成を目標に掲げ、燃料電池自動車等の普及が進む中、事業者と利用者の双方に手続上の負担が生じており、規制の一元化に向けた検討が必要。

【主な課題】

- 1) 事業者：高圧ガス保安法と道路運送車両法双方で登録審査手続きや不具合時対応が必要。
- 2) 利用者：高圧ガス保安法上の「容器再検査」と道路運送車両法上の「車検」を各々受ける必要。

国土交通省

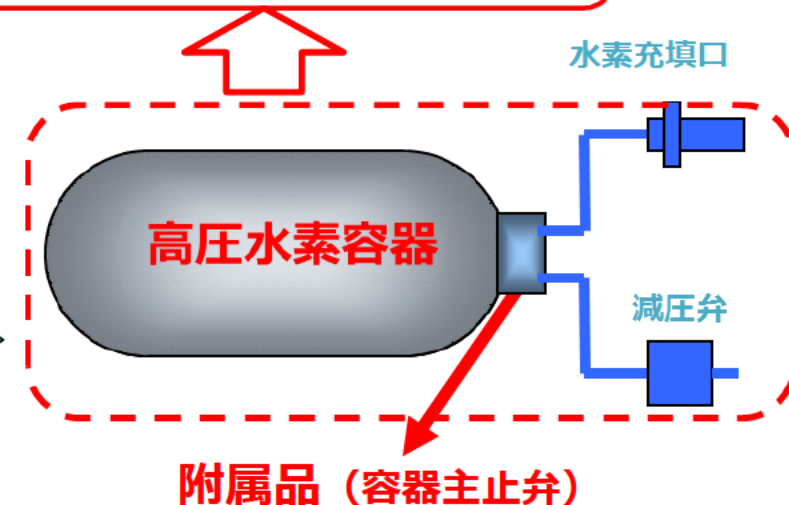
車両
⇒ 道路運送車両法



自動車の30 (※) の構造装置に適用

経済産業省

高圧水素容器 + 附属品 + 接続配管等
⇒ 高圧ガス保安法



容器、附属品等の数部品に適用

※車両を構成する20,000～30,000部品に、30の構造装置の分類に応じて保安基準適用が適用される。

2. 規制の一元化に向けた検討

- 令和3年4月から、有識者、産業界、自治体・関係省庁を構成員とする「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会（委員長：三宅横浜国立大学理事・副学長）」を立ち上げ、**高圧ガス保安法と道路運送車両法の規制の一元化に向け検討**。
- 今後、燃料電池自動車等について、**道路運送車両法等により安全を確保できる高圧ガスに関し、新たに高圧ガス保安法の適用除外とする方向**で今後関係部局と調整する。

規制の一元化に向けた条文案のイメージ

- 道路運送車両法の**道路運送車両**（※1）に設置される**装置**（※2）内の**高圧ガス**（※3）

※1～3は政省令以下で以下を記載することを想定。

※1：車検が義務づけられている車種（普通自動車、小型自動車、二輪を除く軽自動車）

※2：高圧ガスが関連する一部の装置（**原動機及び燃料装置**）のうち、道路運送車両法の保安基準に適合しているもの

※3：圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガス

現行の高圧ガス保安法の適用除外となる高圧ガス（第3条）

	適用除外となる高圧ガスの範囲
1	高圧ボイラー及びその導管内
2	鉄道車両のエヤコンディショナー内
3	船舶安全法の適用を受ける船舶、 陸上自衛隊・海上自衛隊の使用する船舶内
4	鉱山保安法の鉱山に所在する当該鉱山の鉱業設備内
5	航空法の航空機内
6	電気事業法の電気工作物内
7	原子炉及びその附属施設内
8	その他災害発生のおそれがない（政令指定）

号を追加

(参考) 成長戦略 (抜粋) 令和3年6月18日閣議決定

2. グリーン分野の成長

(1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

iii) 分野別の課題と対応

(自動車・蓄電池産業)

・燃料電池自動車の普及拡大に向けて事業者と利用者の負担を軽減するため、道路運送車両法と高圧ガス保安法の関連規制の一元化も視野に規制の在り方を検討し、6月に一定の方向性を取りまとめ、2021年内に結論を得る。

内閣官房 成長戦略

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/>